

会計検査院規則第一号

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則及び計算証明規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年四月一日

会計検査院長 柳 麻理

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則及び計算証明規則の一部を改正する規則

(会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部改正)

第一条 会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則(昭和二十二年会計検査院規則第三号)の一部を次のように改正する。

別表第五局上席調査官(情報通信・郵政担当)の事務分掌事項欄中「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」を「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」に改める。

(計算証明規則の一部改正)

第二条 計算証明規則(昭和二十七年会計検査院規則第三号)の一部を次のように改正する。

別表第一独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の項を次のように改める。

<p>独立行政法人郵便貯 金簡易生命保険管理 ・郵便局ネットワー ク支援機構</p>	<p>独立行政法人郵便貯金 簡易生命保険管理・郵 便局ネットワーク支援 機構法（平成十七年法 律第一百一号）第二十七 条</p>	<p>同法第二十五条第二項</p>	<p>独立行政法人郵便貯金 簡易生命保険管理・郵 便局ネットワーク支援 機構法施行令（平成十 九年政令第二百三十四 号）第二条第一項本文</p>
--	--	-------------------	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新旧対照

◎会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）（抄）

改正後

改正前

傍線部分が改正箇所

別表（第八条、第九条関係）

第五局		局
(略)	上席調査官 (情報通信・ 郵政担当)	課及び上席調査官
(略)	日本郵政株式会社、 独立行政法人郵便貯金 簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支 援機構、日本放送協会及び日本電信電話株 式会社の検査に関する事務	事務分掌事項

別表（第八条、第九条関係）

第五局		局
(同上)	上席調査官 (情報通信・ 郵政担当)	課及び上席調査官
(同上)	日本郵政株式会社、 独立行政法人郵便貯金 ・簡易生命保険管理機構、日本放送協会及 び日本電信電話株式会社の検査に関する事 務	事務分掌事項

<p>第四章 出資法人等の計算証明 第一節 通則</p>	<p>第四章 出資法人等の計算証明 第一節 通則</p>
<p>第六十九条 会計検査院法第二十二号第五号、第六号及び第二十三号第一項第二号から第七号まで並びに他の法律の規定により会計検査院の検査を受けるもの（以下「出資法人等の会計」という。）の証明責任者、証明期間及び計算証明書類に関しては、この章の定めるところによる。</p>	<p>第六十九条 （同上）</p>
<p>第二節 独立行政法人の計算証明</p>	<p>第二節 独立行政法人の計算証明</p>
<p>（独立行政法人の証明責任者、証明期間及び計算書等） 第七十条 別表第一の第一欄に掲げる独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号。以下「通則法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）の会計については、証明責任者は、法人の長とし、証明期間は、一月とする。</p>	<p>（独立行政法人の証明責任者、証明期間及び計算書等） 第七十条 （同上）</p>
<p>2 計算書は、合計残高試算表（合計試算表、残高試算表その他これらに類するものを含む。以下同じ。）とする。</p>	<p>2 （同上）</p>
<p>3 （略）</p>	<p>3 （同上）</p>
<p>（合計残高試算表の添付書類） 第七十一条 合計残高試算表には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p>	<p>第七十一条 （同上）</p>
<p>1 前項の書類のほか、別表第一の第二欄に掲げる規定に規定する長期借入金又は債券の償還計画又は返済計画を立て、主務大臣の認可を受けたときは、毎事業年度の最初の月の合計残高試算表に、これを添付しなければならない。償還計画又は返済計画に変更があったときは、変更後の償還計画又は返済計画をその月の合計残高試算表に添付しなければならない。</p>	<p>1 前項の書類のほか、別表第一の第二欄に掲げる規定に規定する長期借入金又は債券の償還計画又は返済計画を立て、主務大臣の認可を受けたときは、毎事業年度の最初の月の合計残高試算表に、これを添付しなければならない。償還計画又は返済計画に変更があったときは、変更後の償還計画又は返済計画をその月の合計残高試算表に添付しなければならない。</p>
<p>2 前二項の書類のほか、別表第一の第三欄に掲げる規定による納付金を国庫に納付したときは、同表の第四欄に掲げる規定に規定する書類をその月の合計残高試算表に添付しなければならない。</p>	<p>2 （同上）</p>
<p>別表第一（第七十条、第七十一条関係）</p>	<p>別表第一（第七十条、第七十一条関係）</p>

(略)	独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構	(略)	一
(略)	独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法(平成十七年法律第百一十号)第二十七條	(略)	二
(略)	同法第二十五條第二項	(略)	三
(略)	独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法施行令(平成十九年政令第二百二十四号)第二條第一項本文	(略)	四

(略)	独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構	(略)	一
(略)	独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成十七年法律第百一十号)第二十七條	(略)	二
(略)	同法第二十五條第二項	(略)	三
(略)	独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法施行令(平成十九年政令第二百二十四号)第二條第一項本文	(略)	四